

2025年度事業計画

■事業の方針

「子どもの権利条約」、および「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」にもとづき、当法人の定款第5条に定める5つの事業を実施することで、直接または間接的に、不登校状態にある児童・生徒の自主性を育み、社会的自立を支援する。

また、発達障害の子ども支援を行うほか、下記の新規・拡充事業にも取り組む。

注力する拡充事業は、次の通り。

- (1) **拡充**フリースクールに通う子どもたちの住む一部自治体で、公的な経済支援に差があることから、引き続き自治体の窓口に働きかけを行いながら、地域の様々な主体・個人からお寄せいただいた浄財を原資として、独自の経済支援や食支援を試みる
- (2) **拡充**親の会たんぽぽ主催で、保護者を対象に公開親の会として「たんぽぽカフェ」(仮題)を開催する

(1) 青少年が主体となって総合的に学び、育ちあうフリースクールの運営

不登校状態の小・中・高校生(20歳以下の子どもを含む)に対し、以下の形で体験型学習の機会を提供し、利用者の自己肯定感を高めるための支援を行う。

- ・小・中学生(最大定員25名)に対し、週2日、教科プリント学習、読書、WEBツール等を使用し基礎学習の支援を行うとともに、探求学習などのほか、個に応じた学びのサポートをする。
- ・高校生に対し、週3日、利用者所属の通信制高校(兵庫県立青雲高校ほか)のレポート課題の支援を行うとともに、個に応じた進路のサポートをする。
- ・体育館などの公共施設、おさんぽ畠、郊外の自然環境が豊かなフィールドなどで、子どもたちが身体および五感を使うことのできる体験活動を提供する。また、総合学習等(運動・音楽・芸術・調理ほか)の活動を月単位で企画・実施するほか、地域住民や団体等と協働し、子どもたちが地域で職業体験や社会貢献活動などができる機会を設ける。
- ・スクールの年中行事として、野外活動、旅行、文化祭を行う。内容は子どもたちが主体となり企画・実施できるよう必要なサポートを行う。また、関西圏の各種民間スクールとの合同企画も行う。

小学校低学年向けフリースクール『あかでみあ』を開校し、「学び」「遊び」「コミュニケーション」を軸とした学習の機会および居場所を提供する

- ・昨年度に引き続き、小学校1~4年生の子どもを対象とした『あかでみあ』を毎週木曜日に開所し、「学び」「遊び」「コミュニケーション」活動を軸にプログラムを実施する。フリースクールForLifeと同様、子どもたちが自由に自己表現できる居場所づくりを行う。
- ・「学び」では、子どもたちの興味関心に沿った調べ学習や、基礎学習(読み、書き、計算)プログラムを実施し、「遊び」では、公園や体育館など地域資源を利用した運動や、スクール内での遊びプログラム(昔遊びやアート等)を実施する。

- ・「コミュニケーション」では、生活体験や対話を通して他者の気持ちを考える機会や、ボードゲームなどを用いて、他者と交渉する、順番を守る、といった社会性や道徳性を学ぶ機会を提供する。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、不測の事態により、当フリースクールが長期休校を余儀なくされた場合は、フリースクール在籍者に向け、オンラインツールを活用し支援できるよう備える。

- ・不測の事態により、フリースクールが休校を余儀なくされた場合、オンラインツールの GoogleMeet を利用し、週に 2 日、オンラインスクールを開き、学習コンテンツの発信や、子どもたち同士、子どもたちとスタッフがコミュニケーション出来る機会を設ける。
- ・希望する子どもには、定期的に個別 GoogleMeet もしくは、音声通話などによりサポートする。
- ・休校期間中、ブログや SNS を利用し、学習コンテンツを発信し、工作キット等、自宅で取り組める学習コンテンツを子どもたちに郵送するなど、学習の機会を確保する。

(2) 青少年等への学習およびコミュニケーション支援

小学生(発達障害の子どもを含む)の支援として以下の取り組みを行う。その際、発達障害の子どもの学習支援については垂水区社会福祉協議会との協働で事業を実施する。

- ・原則毎週土曜日の午前に、『放課後クラブ/くればす』を利用する子どもが学校の課題や自主的に設定した基礎学習を学ぶことができる学習スペースを継続して開設する。
- ・月に 1 度「カレーの日」を設け、子どもたちに料理プログラムを提供する。

(3) 青少年およびその周辺の人々に対する生涯学習の機会と場の提供

不登校や発達障害をはじめ、青少年教育の諸問題について、以下の取り組みを行う。

- ・関西の民間スクールが、合同で実施する勉強会やワーキンググループ等に参画し、職員が教育に関する諸問題を学ぶ場を年に数回設ける。

(4) 教育や不登校、子育ての悩みなどについての相談および支援・情報提供活動

不登校等教育に関する相談および支援を行うため、以下の取り組みを行う。

- ・平日に、電話とメールによる相談支援を行い、希望者には、対面での相談支援や情報提供を行う。
- ・フリースクール全国ネットワーク、ふりー!すぐーりんぐ、兵庫教育大学ボランティア支援室等と連携し、団体情報を発信し、不登校や教育に関する情報交換に取り組む。
- ・年 3 回を目安に、不登校や発達障害に関する講演会もしくは研修会を自主企画、もしくは外部からの依頼をうけ職員が登壇する。
- ・大学生を対象としたインターンシッププログラムの受け入れ体制を用意する。また、近隣大学などの依頼があれば、内容を検討し、可能な限り随時受け入れを行う。
- ・年 3 回、1 回あたり 2~300 部、団体機関紙『ゆう通信』を印刷・発行し、NPO 会員、支援会員、その他関係各所へ送付し、情報提供を行う。また電子版を WEB に公開する
- ・運営するWEBサイト、団体公式サイト、ブログ、Twitter、YouTube、Instagram、Facebook で情報発信を行う。各リンクは、昨年度にひきつづき、検索操作不要な下記の公式アプリに集約し、子ども・保護者の情報アクセス・利便性の向上をはかる。



【フリースクール ForLife 公式アプリ】

URL:<https://npoforlife.glideapp.io/> 右 QR コードでも表示できる

夕方から夜間にかけ、家庭に居場所がない子ども・若者の相談窓口『トワイライトスペースたるみ』を設置する。

- ・今年度からは、居場所事業は撤廃し、家庭で居場所がなく、自分ではどうにもならない生きづらさを抱える子ども・若者の相談業務に注力する。
- ・家庭で居場所がない子ども・若者(11~20歳)を支援対象とする。
- ・相談は、電話、メールと SNS アプリ『LINE』で受け付ける。
- ・相談者に、虐待やヤングケアラーなどの背景が見られる場合、適切な関係機関に繋ぐといったケースワークを行う。

(5) その他の事業

法人定款第3条の達成に必要な事業および(1)~(4)に附帯する事業として以下に取り組む。

1.不登校・教育に関する施策提言にかかる事業

- ・教育委員会や自治体との連絡会議などへ積極的に参加する。
- ・フリースクールの子どもたちが所属する、小学校・中学校の出席認定と、通学定期券の発行が認められるよう、関係団体と連携し、教育委員会や学校、行政などの窓口へ働きかける。
- ・フリースクール全国ネットワークの企画や情報交換の場に参画し、日本全国の不登校を取り巻く環境改善に取り組むほか、登校拒否・不登校を考える全国ネットワークとの連携により全国的な親の会の情報や課題等を共有する。
- ・参画しているひょうごフリースクール等連絡協議会の主催で、子ども家庭庁より担当課を呼び神戸市と姫路市で2回講演会を行う。

2.当法人の実績を生かし、行政や福祉分野などの多様なセクターと協働する事業

- ・兵庫県立青雲高等学校評議員に参加し、通信制課程で学ぶ高校生の支援を行う。
- ・大学や各種団体から講師・講演依頼があった場合は、職員を派遣し、法人が蓄積したノウハウを地域社会へ還元し、間接的に学校外で学び育つ子どもに対する地域社会の理解を促進する。
- ・神戸市垂水区社会福祉協議会の委託を受け、福祉分野の広報支援やネットワーク構築の支援を行うため、毎週水曜日に、職員1名を神戸市垂水区社会福祉協議会へ出向させる。
- ・神戸市垂水区地域協働課のコーディネート業務を受託し、助成制度の周知・広報、採択団体の伴走支援を行うため、毎週月曜に、職員1名を神戸市垂水区役所内の地域協働課へ出向させる。

3. 当法人の実績を活かし、講演・講義などを行う事業

- ・2030SDGsを活用し、持続可能な開発目標を学び体験する講座を実施する。
- ・2を含むこれらの委託や講演・講師依頼で得た委託料や謝金等は、フリースクールを中心に、法人全体の各種事業の運営を安定させるため活用する。

4.その他関連事業等

- ・フリースクールに所属する子どもたちの活動を充実させつつ、スクールに所属しない不登校などの子どもたちも取り残さないよう、誰もが一般参加可能なプログラムを企画するため、常勤職員1人当たり1事業を目標に、民間企業等が公募する助成金事業に申請、財源確保に努める。
- ・職員やボランティアの資質向上のため内閣府・専門機関等が主催する研修会に参加する。